

社会福祉法人 杜の村

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 当社の課題

- ・ 当方は、女性が7割を占め活躍しているが、女性の社員比率に比べて女性の管理職比率が低い。
- ・ 部署により有給休暇の取得に差がある。

目標1（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

管理職に占める女性労働者の割合を上げる。（50%）

<実施期間・取り組み内容>

令和7年4月～女性労働者の配置拡大と多様な職務経験の付与を実施する。

令和8年4月～管理職候補となる職員に対して管理職育成研修を実施する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

年次有給休暇の取得率を50%以上とする。

<実施期間・取り組み内容>

令和7年4月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、経営会議にて管理職に課している業務の削減案を検討する。

令和7年9月～ 削減する管理職業務を決定し、実際に削減への取組を開始する。

令和8年4月～ 各部署にてにおいて有給休暇取得率を経営会議及び社内インフラネットでの公表により全社で共有する。